

(令和5年7月18日発表)

スクールロイヤー活用事業に関する協定の締結式

| ◆アピールポイント | 学校現場で発生する様々な問題について、学校が弁護士に直接相 談できる、スクールロイヤー(弁護士)制度を導入します。 本事業に関して、静岡県弁護士会との協定の締結式を実施します。 |
|-----------|---|
| ◆内容など | 【スクールロイヤー活用事業に関する協定 締結式】日時 令和5年7月24日(月)15:00~15:30 場所 静岡市役所 清水庁舎8階 教育長室 出席者 静岡県弁護士会 会長 杉田 直樹 様 静岡市教育委員会 教育長 赤堀 文宣 【協定の概要】 学校からの相談に対し、スクールロイヤーが、法的観点から中立の立場で、学校に対して指導や助言を行います。問題の深刻化の防止や早期解決を図ることで、子どもにとって最適な教育環境を守ることを目的としています。 |

別紙資料 有 無

【お問合せ】

教育総務課(清水庁舎8階) 池谷、中野

電話:054-354-2505

静岡市スクールロイヤー活用事業がスタートします!



対応に 苦慮する 事案の発生

【目的】スクールロイヤー活用事業とは、いじめなどの生徒指導事案をはじめ、学校が抱えるさまざまな 問題に対して、弁護士が「子どもの最善の利益」の観点から法的なアドバイスをするものです。

相談の流れ

学校

① 相談依頼

② 弁護士への連絡を承諾

④ 実績報告

③ 法務相談

原則として、 弁護士事務所で相談 ※電話・オンライン相談も 可能

⑤ 謝金支払い

ぜひ、

ご活用

ください。

教育委員会

関係各課

教育総務課

教職員課

教育施設課

学校教育課

児童生徒支援課

学校給食課

教育センター

学校に対して指導や助言

弁護士

法律相談における配慮事項

法律相談を受ける弁護士は、

- ①常に中立的な立場で助言をします。
- ②法律上適切な対応を指導・助言をします。
- ③学校等の代理人にはなれませんし、 学校と保護者等との面談に同席はしません。
- 4 児童生徒が係る事案が対象です(教職員 のみに係る事案は対象外)。

活用例

※ 教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き 第2版(文部科学省資料より)

【保護者からの訴え】

中1の学級で、「死ね」と書かれたメモ用紙が生徒Aの机の中に入っていた。担 任は、生徒Aからその話を聞き、周りにいた生徒に何か知らないか聞いたが、加 害生徒はわからなかった。そのため、担任は、保護者に対し、加害生徒が分から なかった旨を連絡したが、生徒Aの保護者は、調査は不十分で、学校はいじめを 隠ぺいしていると強く抗議をした。



●こんな時、どうしたら 良いのだろう?

●弁護十に相談してみよう!

【弁護十の助言 一部】

生徒Aがいじめを訴えている以上、いじめ防止対策推進法23条第1項等に基づきい じめの事実確認をする必要がある。もし、調査をしたといっても、ただ単にクラ ス全体に、かつ、抽象的に呼びかけただけの場合は、事実調査として十分とは言 えないので、改めてアンケートをとるか、あるいは個別の面談等により聴取し、 事実を確認する必要がある。このような調査によっても加害生徒が判明しない場 合でも、教師の見回りを増やす等の再発防止策を行い、生徒Aの心理的負担を軽 減する必要がある。(以下略)



●具体的に助言をもらえ、対応 方法を考えることができた!

弁護士に相談することで、①法令に則ったいじめ対応、②適切な調査方法、③加 害生徒が判明しなかった場合の対応の3点について、具体的なアドバイスをもら うことができている。

●確かなアドバイスをもらえ、具体的な対応ができた だけでなく、不安や迷いに悩まされる日々が続いて いたが、相談することで安心感をもつことができた!

